

津市高齢者はり・きゅう・マッサージ施術費助成事業実施要綱

平成18年1月1日訓第119号

改正 平成24年4月23日訓第33号
平成26年10月31日訓第112号
平成30年3月30日訓第18号

(趣旨)

第1条 この要綱は、高齢者の健康の保持と福祉の増進を図るため、高齢者が保険適用外のはり、きゅう又はマッサージの施術を受ける場合において、当該施術に係る費用の一部を助成すること（以下「助成」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(助成の対象)

第2条 助成の対象となる者（以下「対象者」という。）は、本市の区域内に居住する助成を受ける年度の初日において70歳以上の者で、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により本市の住民基本台帳に記録されているもの（生活保護に係る世帯に属する者を除く。）とする。

2 助成の対象となる施術（以下「施術」という。）は、市長が指定する本市の区域内に施術所を有する施術者（以下「指定施術者」という。）が行う保険適用外のはり、きゅう又はマッサージの施術（往診によるものを除く。）とする。

(助成額)

第3条 助成は、施術1回につき1,000円、対象者1人につき一の年度において6,000円を限度とし、予算で定める範囲内において、これを行うものとする。

(助成券)

第4条 助成は、対象者に高齢者はり・きゅう・マッサージ施術費助成券（第1号様式。以下「助成券」という。）を交付することによりこれを行うものとする。

2 助成券の有効期間は、助成券の交付日からその日の属する年度の末日までとする。

3 助成券の再交付は、これを行わない。

(交付の申請)

第5条 助成券の交付を受けようとする対象者（以下「申請者」という。）は、高齢者はり・きゅう・マッサージ施術費助成券交付申請書（第2号様式）に市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

(交付の決定等)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、速やかに助成券の交付の適否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定による決定をした場合は、その結果を申請者に高齢者はり・きゅう・マッサージ施術費助成券交付決定通知書（第3号様式）により通知するとともに、助成券の交付を認めるときは、助成券を申請者に交付するものとする。

3 前項の規定により交付する助成券の枚数は、前条の規定による申請のあった日の属する月の初日からその日の属する年度の末日までの期間に応じ、2月に1枚の割合で算出した枚数とする。この場合において、2月未満の端数があるときは、これを2月とみなす。

4 市長は、第2項の規定により助成券を交付するときは、高齢者はり・きゅう・マッサージ施術費助成券交付台帳（第4号様式）に必要な事項を記載するものとする。

(助成券の使用)

第7条 助成券の交付を受けた対象者は、指定施術者による施術を受ける際、助成券を指定施術者に提出するものとする。

2 助成券を使用して施術を受けた対象者は、当該施術に係る施術費から本市の助成に係る1,000円及び市長と市長が指定する団体（以下「指定団体」という。）とが協議して定める金額の合計額を控除した金額を指定施術者に支払うものとする。

(助成金の支払)

第8条 市長は、助成券の提出を受けて施術を行った指定施術者に対し、助成金を支払うものとする。

2 指定施術者は、助成金の請求及び受領を指定団体に委任するものとする。

3 指定団体は、指定施術者から提出を受けた助成券を毎年度四半期ごとに集計し、当該助成券を添えて市長に助成金の支払を請求するものとする。

4 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、その内容を確認し、速やかに当該請求に係る助成金を指定団体に支払うものとする。

(不正使用の禁止)

第9条 助成券の交付を受けた対象者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 助成券を他人に貸与し、若しくは譲渡し、又は担保に供すること。
- (2) 対象者でなくなった後に助成券を使用すること。
- (3) 有効期間を経過した助成券を使用すること。
- (4) その他不正の目的又は方法で助成券を使用すること。

(助成券の返還等)

第10条 市長は、助成券の交付を受けた対象者が前条各号のいずれかに該当する行為をしたときは、助成券を直ちに返還させるものとする。

2 市長は、前条各号のいずれかに該当する行為をした対象者に対しては、当該行為のあった以降助成券の交付を行わないことができる。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓の規定は、この訓の施行の日（以下「施行日」という。）以後の申請に係る助成について適用し、施行日前の申請に係る助成については、なお合併前の津市高齢者はり・きゅう・マッサージ施術費助成事業実施要綱（平成8年津市訓第14号）の例による。

附 則（平成24年4月23日訓第33号）

この訓中第2号様式の改正規定は平成24年5月1日から、その他の改正規定は同年7月9日から施行する。

附 則（平成26年10月31日訓第112号）

この訓は、平成26年11月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日訓第18号）

この訓は、平成30年4月1日から施行する。

第1号様式（第4条—第10条関係）

（表紙）

高齢者はり・きゅう・マッサージ
施 術 費 助 成 券

整理番号	No.
住 所	
氏 名	

施 術 記 録

施 術 日	施 術 所
第1回	
第2回	
第3回	
第4回	
第5回	
第6回	

（注） このつづりは、施術記録を記入し、次年度の申請の際にお持ちください。

（表）

高齢者はり・きゅう・マッサージ
施 術 費 助 成 券

施術者氏名



施術年月日

整理番号 No.

住 所

氏 名

津市長（氏 名）

交付年月日 年 月 日
有効期限 年 月 日

私は、上記施術者によりはり・きゅう・マッサージの施術を受けましたので助成を申請します。

氏 名	
助成券使用日	

（裏表紙）

使用に当たっては、次のことにお守りください。

- この券は、はり・きゅう・マッサージの施術以外には使用できません。
- この券は、保険適用又は生活保護法の適用により施術を受ける場合には、使用できません。
- この券は、本人以外は、使用できません。
- この券は、市が指定した市内の施術所以外では、使用できません。
- この券は、再発行しませんので、大切にしてください。
- この券は、施術を受ける際に1回につき1枚を施術所へ提出してください。
- この券の有効期間が過ぎたとき、又はこの券の利用資格がなくなったときは、津市（名称）部（名称）課へお返しくください。

津市（名称）部（名称）課 電話

（裏）

使用に当たっては、次のことにお守りください。

- この券は、はり・きゅう、マッサージの施術以外には使用できません。
- この券は、保険適用又は生活保護法の適用により施術を受ける場合には、使用できません。
- この券は、本人以外は、使用できません。
- この券は、市が指定した市内の施術所以外では、使用できません。
- この券は、再発行しませんので、大切にしてください。
- この券は、施術を受ける際に1回につき1枚を施術所へ提出してください。
- この券の有効期間が過ぎたとき、又はこの券の利用資格がなくなったときは、津市（名称）部（名称）課へお返しくください。

津市（名称）部（名称）課 電話

第3号様式（第6条関係）

高齢者はり・きゅう・マッサージ施術費助成券交付決定通知書

津市指令（記号番号）

年 月 日

（氏 名） 様

津市長 （氏 名） 印

年 月 日付けで申請のありました高齢者はり・きゅう・マッサージ施術費助成券の交付について、次のとおり決定しましたので通知します。

決 定 区 分	<input type="checkbox"/> 交付します。 <input type="checkbox"/> 交付しません。					
対 象 者	住 所					
	ふりがな		性 別	男 ・ 女	生 年 月 日	年 月 日
	氏 名					
交 付 決 定 枚 数	枚					
備 考						

